

## 佐倉市都市計画審議会、やっぱりおかしい ～～行政・議長の露骨な賛成誘導と議長の条例違反は明らか～～

### 1. 多数の傍聴人の見守るなかで

11月7日、佐倉市都市計画審議会を傍聴した。土地区画整理組合による井野東開発区域の第4工区の「用途地域の変更」が審議されることになっていたからである。この第4工区というのは、2002年7月認可された井野東土地区画整理事業における目玉の一つとも考えられる、八社大神の境内の後背地を含む里山を伐採・造成し、500室以上のマンションが建てられるように用途変更するものである。組合は用途地域変更を見込んでの工事をほぼ完了し、突然出現した盛り土に周辺住民はその環境激変に怒り、結成された対策協議会(以下対策協)は、盛り土の低減や建築計画について組合・業務代行の山万と話し合いを進めざるを得ない工区でもある。工事や建築計画が先行し、いまさら用途地域変更とは順序が逆なのだが、この矛盾を推し進めるのが、現在の土地区画整理事業の常套手段なのである。

用途地域変更自体について、私たち対策協は、現在の第1種低層住居専用地域の維持を要請し、第1種中高層専用地域となることに反対し、先の2006年8月の公聴会でも対策協のメンバーが意見を述べ、この都市計画審議会宛にも反対意見を提出している。だから、審議会メンバーの手元にもその意見の要旨が届いているはずである。

年に1・2回開かれている審議会。開会冒頭、渡貫市長の挨拶まであって、ものものしい雰囲気が始まる。傍聴人は14人、対策協からは、意見提出者、公聴会公述人が中心となって9人、それまでの市議会で何回か対策協の意向をも汲んだ質問をした共産党と市民ネットワークの議員があわせて4人。この傍聴人の数さえ、当初は10人と制限し、後15人と改め、先着順とか勝手に言い出す始末。しかし、傍聴人を制限する根拠は何もないし、担当課のホームページでも、傍聴の制限は「原則自由」とあってなんら条件は付されていなかったのだ。黙っていれば、行政はどこまでも都合のいい実績を作っていくものなのだ、とつくづく思う。

### 2. 都合の悪い情報は出さない行政の説明

市のまちづくり計画課課長からの6件の関連諮問案件の説明、どこまで分かっているのか、つかえながらの棒読みである。あれでは、日常的に関心を持っていない審議委員には聞きづらい、分かりにくい説明であったろう。

市議の審議委員5人のうち、保守系会派から2人、共産党、市民ネット各1人(公明党1人は欠席)。行政関係者2人(欠席1)、学識経験者5人(欠席1)、市民枠2人という顔ぶれで計14人。共産党・ネットの審議委員2人、市民枠の2人が人口増を前提とした都市計画自体の杜撰さ、周辺住宅地の環境劣化、反対地権者への配慮、恣意的な助成金要件の撤廃の視点から、行政を問いただしていたが、行政からは「良好な環境に配慮した、安心・防災・コンパクトなまちづくりを目指す」と「理念」なるものを繰返すばかりなのだ。具体的な人口増の統計的根拠、組合の業務代行開発業者の土地所有率、周辺住民の反対署名数などになると回答は迷走し、不都合な数字を隠蔽しようとする。

### 3. どうしてもおかしい議事運営

そして、私たち傍聴人が何よりも憤りを感じたのは、採決議事における行政・議長の露骨な賛成誘導と議長の条例違反であった。

①**議長の賛成誘導** 行政提案への賛成・反対に中間的な意見を持つ複数の審議委員への牽制のつもりか、前に並ぶ、議長の椎名会長（国土交通省 OB、天下り先の建設会社副社長）は「行政が撤回するつもりがないなら、審議会は開発に反対か賛成かが問われているのだ」、清宮副会長（佐倉農協役員）は、「要するに、審議会というものは法令に違反しているか否か判断しかできないのだから」としきりに強調する。これって完全なミスリードではないのか。「学識経験者」枠のこの2人の言によれば、審議会なんてあってもなくてもよいという、審議会の存在自体を否定することになる。建前から言っても、「考え方」の違いなどではないはずである。

②**付帯意見を出し方に誤りはないか** また、賛成の保守系会派の市議審議委員から、「付帯意見」をつけらどうか、ここでは纏め切れないので「会長・副会長一任」か「審議委員持ち回り」かの提案があると、待ってましたとばかり、行政は用意してきたらしい無内容な「付帯意見」の案文を読み上げた。付帯意見って、何の法的拘束力もないながら、賛成が多数を占めたときに初めて論議されるものではないのか。これも私には納得できなかった。

③**議長が真っ先に挙手をするのってあり？** さらに、予定時間を越えると審議打ち切り、採決となったのだが、賛否同数の場合のみ議長が決するとなっている条例があるにもかかわらず、議長が、小学生並に「賛成、賛成」と率先して挙手している姿を見て唾然とした。これも間違いなく条例違反である。

④**一事不再議の原則違反がまかり通る！** 6件の諮問案件の賛否の決を採る際、第3号案は第4工区の用途地域変更案、第4号案が前件を受けて「この地域の高度について佐倉市独自に建築基準法より少し規制をかけて高度を制限しようという主旨の諮問案」の決が続き、3号が賛成多数、4号が反対多数という結果だったという。賛成者のみ挙手し、数えた結果だというのが、その運びの速さ、傍聴席では確認できなかった。審議の流れの中では、用途地域変更については、少なくとも5対5の同数の反対、あるいは4対6の反対多数になってもおかしくない状況であった。間髪を入れず4号案のみの決に入った結果、たしかに賛成挙手は少なかった。案件の主旨からいうと否決はありえない成り行きのはずが、否決が分かった途端、行政があわて出した。議長とあいまって、「皆さん誤解していたようなので、4号案のみ決を取り直します」と行政の説明と再議決がなされ賛成多数となった。おかしいぞ、都合の悪い案件を取り直すなんて。それなら、なんか採決が曖昧だった、議長も率先して挙手していた第3号を取り直してくれ、と一瞬私は叫びたくなった。いや、野次を飛ばしたかもしれない。こういうことには手慣れている、市議の傍聴人からも「一事不再議」に反するという声も聞こえてくる。全件あっけなく賛成多数となって閉会となった審議会。よく考えると、恣意的に取り直すことを戒める「一事不再議」の原則に確かに違反していると、私も考える。「やっぱり今日の審議会はどこかおかしい」と腑に落ちない思いで帰路に着いた。

#### 4. 審議会の採決無効、やり直しの異議申立書を提出

深海当日の夜から対策協の傍聴人9人はメールで感想や意見交換をした後、審議会議事運営並びに採決に大きな瑕疵があったことを理由に「審議会やり直し」の申立書を都市計画審議会会長、まちづくり計画課長、市長あてに提出したのは11月10日だった。後日、上記2会派の委員2名と市民枠の委員1名の連名で条例に則って善処するよう申入書を会長宛に提出された由、情報が入った。

(2006年11月19日)